

議案第 19 号

三次市国際平和交流基金条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

三次市長 福岡 誠志

三次市国際平和交流基金条例（案）

（設置）

第 1 条 市内の子どもを対象とした国際交流，平和を担う人材の育成及び持続可能な国際交流の仕組みの構築を目的とする事業の費用に充てるため，三次市国際平和交流基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は，一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は，必要に応じ，最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の使途）

第 4 条 基金の運用から生じる収益は，予算に計上して第 1 条に規定する事業に要する経費の財源に充て，又はこの基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。